

## 5. 15メモ（米軍48施設・区域の日米覚書）

平成9年3月に政府より公表のあった5. 15メモ（米軍48施設・区域の日米覚書）から、本市関係施設を抜粋して掲載してあります。

なお、陸軍貯油施設については、区域及び共同使用部分などの一部を省略してあります。

### 資料の見方

- ① 公表されたのは88施設だが、ここではうるま市内に所在する施設・区域を掲載した
- ② 市町村名や面積は当時のまま
- ③ 文中の「添付」「参照」などは掲載なし
- ④ 各施設の覚書中において、同じ又は、ほぼ同じ文書があるため、便宜上次のとおり文書を記号化して掲載した。

【A】の部分については、次の文章を挿入する。なお、浮原島訓練場については、下記2の文書中、「第2条第1項（a）」を「第2条第4項（b）」とし、「～合意する」の後に、「参照文書の関連条項は、特定される使用区域内に限り、かつ実際の使用時間帯に限り適用される」が続く。

覚書宛先：合同委員会件名（各施設名）

- 1 参照文書： 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- 2 参照文書の第2条第1項（a）の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。

【B】の部分については、次の文章を挿入

- 1 合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入りを保証する。
- 2 合衆国政府は、許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、障害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国政府の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りでない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

【C】の部分については、次の文章を挿入

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA  
日本国側議長

R. W. BELT  
合衆国海軍大佐  
合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO  
日本国側代表

RICHARD M. LEE  
合衆国陸軍少将  
合衆国側代表

## キャンプ・コートニー

覚書番号 889

【A】の文章を挿入

- a. 施設名：キャンプ・コートニー
- b. 施設番号：FAC 6029
- c. 所在地：沖縄県具志川市
- d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場
- e. 区域の範囲：概略別添1、2及び3に示すとおり
  - (1) 陸上区域：別添3に示すとおり約1,439,000平方メートル
  - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
  - (3) 水域：
    - 第1水域：別添2に示すとおり北緯26度23分54.5秒、東経127度51分02.7秒の点と北緯26度23分40.8秒、東経127度51分39.3秒の点の間の陸岸及び北緯26度23分32.5秒、東経127度51分40秒の点と北緯26度23分07.5秒、東経127度52分07秒の点との間の陸岸から50メートル以内の水面域
    - 第2水域：別添2に示すとおり北緯26度24分00秒、東経127度50分53秒の点から磁方位40度に引いた線と北緯26度23分10秒、東経127度52分04秒の点から磁方位40度に引いた線との間の陸岸から500メートル以内の水面域
  - (4) 空域：本施設・区域の上空高度2,000フィート（AGL）まで。
  - (5) イーズメント：日本国政府は、公道24号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル並びに下水道及び排水のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
- f. 使用期間：定めず
- g. 備考：
  - (1) 使用条件
    - (a) 前記の第2項eに記す第2水域においては実弾射撃を行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。
    - (b) 使用時間
      1. 前記の第2項eに記す第1水域は、常時使用。
      2. 前記の第2項eに記す第2水域は、必要に応じ毎日使用。
    - (c) 用途
      1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
      2. 前記の第2項eに記す第2水域は、水陸両用訓練のため使用される。
    - (d) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す第2水域の使用に関し、現地防衛施設局と通告の方法を調整する。
  - (2) その他：
    - (a) 参照文書の第2条第4項（a）の規定に基づき次に定める使用が許可される。沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地で

あって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

【B】の文書を挿入

- (b) 別添3に記す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (c) 前記の第2項eに記す第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。
- (d) 前記の第2項eに記す第2水域においては、日本国政府は合衆国軍隊の使用期間中、船舶の停泊、係留及び投錨並びに網漁業、潜水その他いかなる継続的行為も許可しない。合衆国政府は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り、使用期間中において第2水域内における竿釣を制限しない。

3 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 技術部図面 7750364  
2. 1972年4月6日付 キャンプ・コートニー水域 (A-29)  
3. 1971年8月24日付 「キャンプ・コートニー」位置境界図  
(合同委員会ファイル用のみ)

【C】の文章を挿入

**天 願 棧 橋**

覚書番号 888

【A】の文章を挿入

- a. 施設名：天願棧橋
- b. 施設番号：FAC 6028
- c. 所在地：沖縄県具志川市昆布
- d. 使用主目的：港湾施設
- e. 区域の範囲：概略別添1から4までに示すとおり
  - (1) 陸上区域：別添4に示すとおり約42,000平方メートル
  - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
  - (3) 水域：
    - 第1水域：別添3に示すとおり北緯26度24分06秒、東経127度50分40.1秒の点と北緯26度24分01.8秒、東経127度50分52秒の点の間の陸岸、棧橋及び棧橋への通路から50メートル以内の水面域。加えて棧橋、棧橋への通路を取り囲む100メートル以内の水面域。
    - 第2水域：別添3に示すとおり北緯26度24分38.5秒、東経127度50分20秒の点から真方位88度59分06秒に4,250メートル延長した点と北緯26度23分40秒、東経127度51分35秒の点から真方位88度59分06秒に2,225メートル延長した点の間の陸岸に接続する水面域。
- f. 使用期間：定めず
- g. 備考：

- (1) 使用条件
- (a) 使用時間：前記の第2項eに記す水域は常時使用する
  - (b) 用途
    - 1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
    - 2. 前記の第2項eに記す第2水域は、船舶の停泊及び保安のため使用される。
  - (c) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域で弾薬の積込み又は積卸しを行う場合は、原則としてその48時間前に遅くとも24時間前までには現地防衛施設局に通告し、赤旗を掲げる。
- (2) その他
- (a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は、現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

【B】の文章を挿入

- (b) 前記の第2項eに記す第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。
- (c) 前記の第2項eに記す第2水域においては、いかなる船舶も混雑によりやむを得ず接近する場合を除き、停泊中又は係留中の合衆国軍隊船舶から100メートル以内に接近してはならない。第2水域においては網漁業は禁止される。

3 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年3月19日付 海軍施設部図面番号1049963  
 2. 海図 H. O. 6131（日付なし）  
 3. 1972年4月13日付 天願棧橋水域（A-28）  
 4. 1971年8月24日付 「天願棧橋」位置境界図

【C】の文章を挿入

**キャンプ・マクトリアス**

覚書番号 891

【A】の文章を挿入

- a. 施設名：キャンプ・マクトリアス
- b. 施設番号：FAC 6031
- c. 所在地：沖縄県具志川市川崎、字西原
- d. 使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場
- e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
  - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約380,400平方メートル
  - (2) 合衆国政府以外の建物：なし
  - (3) 空域：合衆国軍隊は、広範囲の有視界飛行による航空機の運用のため、キャンプ・マクトリアス上空、高度2,000フィート（AGL）までの全空域の使用を許される。
  - (4) イーズメント：日本国政府は、別添2に示すとおり公道8号線を横切る排

水設備のためのイーズメント（幅6メートル）を提供する。このイーズメントは、合衆国軍隊がこの設備の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：参照文書の第2条第4項（a）の規定に基づき次に定める使用が許される。

沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の所在する土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正として追加される図面に表示される。

【B】の文書を挿入

3 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. キャンプ・マクトリアス図面 FEC Drawing NO. 7750368（日付なし）  
2. 1971年8月24日付 「キャンプ・マクトリアス」位置境界図（合同委員会ファイルのみ）

【C】の文章を挿入

## 陸軍貯油施設

覚書番号 936

【A】の文章を挿入

a. 施設名：陸軍貯油施設

b. 施設番号：FAC 6076

c. 所在地：沖縄本島全域

d. 使用主目的：POL（Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油）関連設備

e. 区域の範囲：概略別添1から13までに示すとおり

(1) 陸上区域：

(a) 概略別添1に赤色で表示する次に掲げるものを本施設・区域内に含める。

1. 別添2及び4に示す陸軍貯油施設一金武湾（金武湾第1、第2、第3貯油区域及び天願ブースター・ステーション）約410,100平方メートル（一部省略）

(2) 合衆国政府所有以外の建物 なし

(3) 水域：

(a) 金武湾POL貯蔵区域（別添12に示すとおり）

第1水域：北緯26度23分40.8秒、東経127度51分39.3秒の点と北緯26度23分32.5秒、東経127度51分40秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域。

第2水域：北緯26度24分01.8秒、東経127度52分45.9秒に位置する

燃料設備のモノブイを中心とする半径366メートル(1,200フィート)の360度の円弧内の水面域

第3水域： 北緯26度23分36.5秒、東経127度51分40秒に位置する第93号バルブ・ボックスを起点とし、真方位30度に引いた線が、天願棧橋の沖側の終端の中央と合衆国軍隊燃料設備のモノブイを結ぶ線と交差する点までの、海岸から1,000メートルの直線を中央線とする幅400メートルの水面域。

第4水域： 北緯26度23分33.3秒、東経127度51分43.9秒を起点として、北緯26度24分01.8秒、東経127度52分45.9秒に位置する燃料設備のモノブイへと延びている海底送油管の上方の幅100メートルの水面域。

(一部省略)

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件：

(a) 前記の第2項e(3)(a)に記す金武湾POL貯蔵水域は、合衆国軍隊のPOL貯蔵施設の一部として常時使用される。……省略

(b) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す金武湾POL貯蔵区域の第2及び第3水域を合衆国軍隊が使用する7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

(2) その他：

(一部省略)

(e) 金武湾POL貯蔵水域には、次の各項が適用される。

1. 第1水域の水面域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。

2. 第2、第3及び第4水域の水面域においては、投錨、浚渫、トロール、建設、破壊並びに貯油施設、モノブイ、三点式係留システム、海底送油管、係留用通信線、腐食防止線及び腐食防止板を損傷するおそれのあるいかなる活動も制限される。

3. 第2水域内で船舶がモノブイに係留されている時は、許可された船舶又は人員以外はモノブイから366メートル以内を通過してはならない。

4. 第3水域内で船舶が三点係留システムに係留中又は係留作業中は、合衆国軍隊により許可を受けた船舶又は職員以外は、その船舶から100メートル以内の距離を通過してはならず、目的地への最短航路を航行するものとする。

5. 前記の2、3及び4に記す場合を除き、第2、第3及び第4水域における漁船の航行は、制限されない。

(f) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき、日本国政府は、那覇港湾施設にある合衆国政府のPOL荷揚施設(余裕がある場合)の使用及び那覇空軍・海軍補助施設内の自衛隊の貯油施設に向けて航空燃料を合衆国軍隊の送油管を経由して送油することが認められる。当該共同使用に関する詳細及び使用条件は現地で定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1972年3月17日付 「沖縄貯油施設」  
2. 1964年3月12日付 合衆国陸軍沖縄工兵隊図面、金武湾POL貯蔵所  
18-02-5203  
3. 1964年4月8日付 合衆国陸軍沖縄工兵隊図面、桑江POL貯蔵所  
18-02-5116  
4. 1971年8月28日付 「陸軍貯油施設(金武湾)」境界図  
5. 1971年8月25日付 「陸軍貯油施設(キャンプ桑江第1貯油区域)」

- 境界図
6. 1971年8月26日付 「陸軍貯油施設（キャンプ桑江第2貯油区域）」境界図
  7. 1971年8月28日付 「陸軍貯油施設（キャンプ桑江ブースター・ステーション）」境界図
  8. 1971年8月27日付 「嘉手納飛行場」境界図
  9. 1971年8月24日付 「読谷補助飛行場」境界図
  10. 1971年8月30日付 「普天間飛行場」境界図
  11. 1972年1月19日付 「那覇POLコンプレックス」境界図
  12. 1972年3月24日付 金武湾POL貯蔵所水域
  13. 1972年4月21日付 桑江第2号貯油施設水域  
(合同委員会ファイル用のみ)

【C】の文章を挿入

### 嘉手納弾薬庫地区

覚書番号 882

【A】の文章を挿入

- a. 施設名：嘉手納弾薬庫地区
- b. 施設番号：FAC 6022
- c. 所在地：沖縄県国頭郡恩納村、中頭郡嘉手納村、読谷村、美里村、石川市、具志川市、コザ市
- d. 使用主目的：弾薬庫
- e. 区域の範囲：概略別添1から12までに示すとおり
  - (1) 陸上区域：別添12に示すとおり約31,763,000平方メートル
  - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
  - (3) イーズメント：日本国政府は、公道1号線と5A線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント（水道及び電気のための幅3メートル及び下水道のための幅6メートル）を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
- f. 使用期間：定めず
- g. 備考：
  - (1) 使用条件：1回当たり50ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、別添12に示される共同爆発物処理場として指定された区域において行われる。
  - (2) その他：
    - (a) 参照文書の第2条第4項（a）の規定に基づき次に定める使用が許される。
      1. 沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合

衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 比謝川橋近辺の記念碑の下約40平方メートルの土地。合衆国政府は、本記念碑への地元住民による出入を合衆国軍隊の活動を妨げない限り保証する。

- (b) 合衆国政府は、沖縄電力株式会社に対し別添10、11及び12に示す本施設・区域内の同社施設の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請のあるときはいつでも出入を保証する。
- (c) 合衆国政府は、前記の第2項g(2)(a)及び第2項g(2)(b)に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者の招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ずるものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。
- (d) 別添12に示す本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。
- (e) 沖縄返還協定第6条に従って日本国政府に移管する沖縄県の財産（給水設備）及び当該財産が所在する土地は本施設・区域から除外される。合衆国政府は、本施設・区域内にあって本施設・区域には属さない沖縄県の設備の運用に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、沖縄県（給水設備）に対し出入を保証する。この土地の正確な位置及び範囲は、共同現地調査の上決定されるものとし、面積は本覚書の修正として補正される。ただし、一般に、本施設・区域内にある水道管の下部又は上部の土地は、引き続き参照文書第2条第4項(a)の規定の適用を受ける。

### 3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1971年6月30日付 米陸軍技術部函面15-09-69  
2. 1971年6月30日付 米陸軍技術部函面15-09-58  
3. 1971年8月15日付 米空軍マスタープラン、表c-1, 4(3葉)  
4. 1971年6月30日付 米陸軍技術部函面15-09-80  
5. 1967年8月5日付 米空軍マスタープラン、表c-1, 4  
6. 1967年10月28日付 米陸軍弾薬庫  
7. 1969年2月10日付 海軍函面No. 1227534  
8. 1969年7月6日付 米空軍函面86-16-52  
9. 1960年2月10日付 米陸軍技術部函面16-01-289  
10. 1972年4月11日付 東恩納弾薬庫Annex函面(除外財産)  
11. 1972年4月11日付 嘉手納弾薬庫Annex函面(除外財産)  
12. 1971年8月24日付 「嘉手納弾薬庫地区」位置境界図  
(合同委員会ファイルのみ)

【C】の文書を挿入



## ホワイト・ビーチ地区

覚書番号 908

### 【A】の文書を挿入

- a. 施設名：ホワイト・ビーチ地区
- b. 施設番号：FAC 6048
- c. 所在地：沖縄県中頭郡勝連村平敷屋、字内間、字平安名、与那城村字饒辺
- d. 使用主目的：港湾施設、宿舎、管理事務所、貯油施設及びミサイル・サイト
- e. 区域の範囲：概略別添1から7までに示すとおり
  - (1) 陸上区域：別添7に示すとおり約1,884,000平方メートル
  - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
  - (3) 水域：
    - (a) 第1水域：別添5に示すとおり北緯26度17分59秒、東経127度54分13.4秒の点と北緯26度17分40.5秒、東経127度55分26.3秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域
    - (b) 第2水域：別添5に示すとおり北緯26度17分35秒、東経127度54分31秒の点を中心とする半径2,500メートルの円弧内の陸岸に接続する水面域で、北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒の点から真方位155度に引いた線に始まり、北緯26度18分33.8秒、東経127度53分29.7秒の点で終わる水面域
    - (c) 第3水域：別添5に示すとおりポイントA（北緯26度16分54秒、東経127度53分14秒）、B（北緯26度16分32秒、東経127度55分30秒）、C（北緯26度14分42秒、東経127度56分20秒）及びD（北緯26度13分42.5秒、東経127度55分16秒）の点で囲まれる水面域
    - (d) 第4水域：別添5に示すとおりポイントA（北緯26度16分54秒、東経127度53分14秒）、D（北緯26度13分42.5秒、東経127度55分16秒）、E（北緯26度12分40秒、東経127度54分10秒）、F（北緯26度15分50秒、東経127度52分36.5秒）及びG（北緯26度17分47.5秒、東経127度53分02秒）の点で囲まれる水面域
    - (e) 第1標的発射回収区域：別添6に示すとおり北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒の点を中心とする半径2海里の円弧内で同中心点から真方位25度と155度に引いた線の間で陸岸に接続する水面域
    - (f) 第2標的発射回収区域：別添6に示すとおり北緯26度20分45秒、東経128度08分45秒の点を中心とする半径5海里の円弧内の水面域（当該区域には、合衆国軍隊の使用について合意された公海部分も含まれる。）
    - (g) 別添7に示すとおり北緯26度17分20秒、東経127度55分27秒の点から真方位120度12分00秒の方向に188メートル延びる直径0.2メートルの排水管。
  - (4) 空域：合衆国軍隊は、ホワイト・ビーチとして指定された地表及び水域の上空2,000フィート（AGL）までの全空域を使用することを許される。日本国政府は、現行の航空交通管制に関する合意に従って、日米両当局による調整及び承認の後、次に示す区域の上空30,000フィート（AGL）までの追加的空域を提供する。空域は、有視界飛行による航空機及び標的機の運行のため使用される。空域は、次の各点を順次結ぶ線に囲まれた範囲内とする。

北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒  
北緯26度22分42秒、東経127度54分00秒  
北緯26度30分29秒、東経128度28分38秒  
北緯26度21分32秒、東経128度35分16秒  
北緯26度12分44秒、東経128度56分37秒  
北緯26度17分35秒、東経127度55分23秒

- (5) イーズメント： 日本国政府は、別添1に示すすべての道路及び別添1に示す「海上自衛隊B区域」を通過する合衆国軍隊の当該ユーティリティ施設及び通信施設の使用、保守、修理又は交換のためのイーズメントを提供する。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
- f. 使用期間：  
(1) 西原陸軍補助施設No.2を除き定めず  
(2) 西原陸軍補助施設No.2：本施設・区域が日本国政府へ返還されるときまで。
- g. 備考：  
(1) 使用条件：  
(a) 使用時間  
1. 第1及び第2水域並びに前記の第2項e(3)(a)、第2項e(3)(b)及び第2項e(3)(g)に記す排水管については常時使用。  
2. 前記の第2項e(3)(e)及び第2項e(3)(d)に記す第3及び第4水域については、必要の都度。  
3. 前記の第2項e(3)(e)及び第2項e(3)(f)に記す第1及び第2標的発射回収区域については、06:00時から18:00時までで月平均12日。ただし、年間144日を超えないものとする。
- (b) 用途：  
1. 前記の第2項e(3)(a)に記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。  
2. 前記の第2項e(3)(b)に記す第2水域は、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇の港及び弾薬の積卸施設のために使用される。  
3. 前記の第2項e(3)(c)及び第2項e(3)(d)に記す第3及び第4水域は、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇が妨げられることなく投錨及び操船するための区域として使用される。  
4. 前記の第2項e(3)(e)に記す第1標的発射回収区域は、発射のための安全区域として使用される。  
5. 前記の第2項e(3)(f)に記す第2標的発射回収区域は、標的の回収のため使用される。合衆国軍隊は、使用期間中、当該区域内に訓練に参加していない船舶及びその他の舟艇がないことを確認する。  
6. 前記の第2項e(3)(g)に記す水域は、排水のために使用される。
- (c) 通告の方法：  
1. 現地合衆国当局は、前記の第2項e(3)(c)及び第2項e(3)(d)に記す第3及び第4水域の使用並びにすべての停泊及び投錨割当の通告に関し、日本国政府関係当局と現地調整を行うため、可能な限り速やかに事前通告を行う。  
2. 現地合衆国当局は、前記の第2項e(3)(e)及び第2項e(3)(f)に記す第1及び第2標的発射回収区域を使用する場合は、原則としてその15日前に現地防衛施設局へ通告する。予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の5日前までに事前通告を行う。第1標的発射回収区域においては、標的の発射の30分前に目視可能な赤旗を掲揚する。
- (2) その他：

- (a) 参照文書の第2条第4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。
  1. 自衛隊及び科学技術庁は、概略を別添7に示す前記の施設・区域の一部共同使用を許与される。共同使用区域及び使用条件に関する詳細は現地において定められ、現地での共同使用に関する合意書に記載される。
  2. 沖縄電力株式会社及び沖縄県（給水設備）は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。

【B】の文書を挿入

- (b) 合衆国政府は、別添7に示すとおり本施設・区域内にあるが本施設・区域に属さない灯台の運営に関連する検査、保守、修理その他の作業のため、海上保安庁より要請があるときはいつでも出入を保証する。
  - (c) 前記の第2項e(3)(a)に記す第1水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。
  - (d) 前記の第2項e(3)(b)に記す第2水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。ただし、合衆国軍隊の使用期間中、網漁以外の漁業は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。網漁については、現地において調整される。日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過を除き、合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にいかなる人員、船舶又は舟艇も接近することを許可しない。当該区域内において合衆国軍隊は、すべての船舶の移動を管理する。
  - (e) 前記の第2項e(3)(c)及び第2項e(3)(d)に記す第3及び第4水域内においては、合衆国政府は常時通過を許可する。もっとも、日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過の場合を除き合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にいかなる人員、船舶又は舟艇が接近することも許可しない。合衆国政府は、当該水域が使用されていない期間については、漁業を制限しない。合衆国軍隊が当該水域内を使用しているときは、網漁は認められない。日本国政府は、当該水域内における合衆国軍隊の船舶又は舟艇の通常の活動を妨げ又は遅延させるおそれのあるいかなる恒常的又は継続的活動も許可しない。
  - (f) 合衆国軍隊にとっての前記の第2項e(3)(d)に記す第4水域の必要性については、毎年合同委員会で検討する。
  - (g) 前記の第2項e(3)(e)に記す第1標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、漁業、潜水、サルベージその他の活動については、現地レベルで現地合衆国当局と調整を行う。
  - (h) 前記の第2項e(3)(f)に記す第2標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。
    - (i) 前記の第2項e(3)(g)に記す排水管区域内においては、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内で漁業及び海産物の採取を制限しない。
3. 本件を承認するよう勧告する。
- 別添：1. 1971年8月26日付 海軍施設図面7750425
2. 西原陸軍補助施設No.2.RK185施設技術部図面No.S-15-09-126（日付なし）
3. 1971年6月30日付 米陸軍技術部図面15-09-40
4. 1963年11月15日付 米太平洋空軍図面 表C-1、基地配置図 MACE サイトNo.2
5. 1972年4月28日付 ホワイト・ビーチ港水域（A-48）
6. 1972年4月27日付 ホワイト・ビーチ標的発射回収区域（A-48）
7. 1972年3月3日付 「ホワイト・ビーチ地区」位置境界図（合同委員会ファイル用のみ）

【C】の文章を挿入

## 浮原島訓練場

覚書番号 941

【A】の文書を挿入

- a. 施設名：浮原島訓練場
- b. 施設番号：FAC 6181
- c. 所在地：沖縄県中頭郡勝連村
- d. 使用主目的：訓練場
- e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
  - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約311,600平方メートル
  - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
  - (3) 水域：別添1に示すとおり北緯26度17分51秒、東経127度59分38.5秒の点を中心とする半径850メートルの360度の円弧内で陸岸に接続する水面域
- f. 使用期間：
  - (1) 陸上区域：必要に応じて年間40日を超えない期間
  - (2) 水域：1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。
- g. 備考：
  - (1) 使用条件：
    - (a) 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は、認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。
    - (b) 前記の第2項eに記す水域は、水陸両用訓練のため使用される。
    - (c) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局に通告を行う。
    - (d) 本施設・区域内において、合衆国軍隊は恒久工作物の建設を行わない。
    - (e) 使用期間中、合衆国軍隊が本施設・区域内に建てたいかなる仮設工作物も各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。
  - (2) その他：
    - (a) 住居用及び事業用施設、建物並びに家屋は、本施設・区域から除外される。これらの財産及び区域の正確な位置は、共同調査を行って決定し、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
    - (b) 参照文書の第5条の適用範囲に含まれず、かつ、前項(a)により本施設・区域から除外される住居用及び事業用施設、建物並びに家屋に囲まれ、又はそれらの間を通過し、又はそれらに隣接する公道でない道及び小径の合衆国政府による使用が必要な場合には、前項(a)に定める共同調査の完了後、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。
    - (c) 前記の第2項eに記す水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を含むいかなる通常の生業活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。
    - (d) 追加的な詳細事項については、必要に応じ現地日米当局の間で合意することができる。

3. 本件を承認するよう勧告する。

別添：1. 1972年3月24日付 浮原島訓練場水域 (A-81)

2. 1971年8月24日付 「浮原島訓練場」位置境界図  
(合同委員会ファイル用のみ)

【C】の文章を挿入

**津 堅 島 訓 練 場**

覚書番号 942

【A】の文章を挿入

- a. 施設名：津堅島訓練場
- b. 施設番号：FAC 6082
- c. 所在地：沖縄県中頭郡勝連村字津堅
- d. 使用主目的：訓練場
- e. 区域の範囲：概略別添1及び2に示すとおり
  - (1) 陸上区域：別添2に示すとおり約24,300平方メートル
  - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
  - (3) 水域：別添1に示すとおり北緯26度15分31秒、東経127度56分20.5秒の点及び北緯26度14分37秒、東経127度56分06.5秒の点からそれぞれ磁方位273.5度に5,487メートル延長した線の間で陸岸に接続する水面域。北緯26度15.5分、東経127度53.2分に位置する日本国政府の航路燈施設（平曾根燈台）は本水域の一部に含まれない。
- f. 使用期間：定めず
- g. 備考：
  - (1) 使用条件：
    - (a) 合衆国政府は、必要な場合には返還後できる限り速やかに合同委員会において使用条件を検討し、又は特定するとの了解の下に、返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。
    - (b) 本施設・区域内において実弾演習は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃は認められる。水中爆破は認められない。
    - (c) 前記の第2項eに記す水域は、水陸両用訓練のため使用される。
    - (d) 使用時間：前記の第2項eに記す水域については、1日24時間で月平均10日。（ただし、年間120日を超えないものとする。）
    - (e) 通告の方法：現地合衆国当局は、前記の第2項eに記す水域を使用する場合は、7日前までに現地防衛施設局に通告を行う。
  - (2) その他：前記の第2項eに記す水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。合衆国政府は、航路燈施設（平曾根燈台）の運用に関する検査、保守、修理その他の作業が必要な場合は、当該施設への出入のため、本水域の通過を保証する。

3. 本件を承認するよう勧告する

- 別添：1. 1972年3月24日付 津堅島訓練場水域（A-82）  
2. 1971年8月27日付 「津堅島訓練場」位置境界図  
(合同委員会ファイル用のみ)

【C】の文章を挿入する。